

入間市生活応援商品券 加盟店舗規約

本規約は、入間市地域電子マネー「入間市生活応援商品券」に関して、入間市（以下「発行者」という。）と加盟店舗との間の契約関係（以下「本契約」という。）を定めることを目的とする。

発行者から加盟店舗としての登録を受けることを希望する者（以下「加盟店舗希望者」という。）は、本規約に同意した上で、発行者に対し、加盟店舗の登録を申し込む必要がある。加盟店舗希望者が加盟店舗の登録をした場合は、本規約に同意したものとみなす。

（定義）

第1条

本規約において、次の用語はそれぞれ次に定める意味を有するものとする。

- (1) 「入間市生活応援商品券」とは、発行者が本システムを通じて、利用者に対して発行し、電磁的方法により記録される電子マネーであって、利用者が加盟店舗において入間市生活応援商品券使用取引の決済に使用することができるもの（二次元コードが掲載されたカードを含む。）をいい、別表1に定める条件が適用されるものをいう。
- (2) 「入間市生活応援商品券利用加盟店舗」とは、入間市生活応援商品券を使用することができる加盟店舗として発行者が登録する事業者をいう。以下、「加盟店舗」とする。
- (3) 「対象商品等」とは、加盟店舗が入間市生活応援商品券と引き換えに利用者に提供する商品又はサービスをいう。
- (4) 「入間市生活応援商品券使用取引」とは、利用者が加盟店舗において、発行者から発行を受けた入間市生活応援商品券と引き換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいう。
- (5) 「入間市生活応援商品券取引金額」とは、入間市生活応援商品券使用取引において決済された入間市生活応援商品券に相当する金額をいう。
- (6) 「本システム」とは、入間市生活応援商品券の発行・管理システムをいう。
- (7) 「利用者」とは、発行者から入間市生活応援商品券の発行を受け、当該入間市生活応援商品券を利用し、又は利用しようとする者をいう。
- (8) 「本サービス」とは、発行者が提供する、オンライン型（インターネット経由方式）又はオフライン型（インターネットを経由しない役務提供方式）によるサービス（サービスを構成するシステム、ソフトウェア、アプリケーション等及び将来のアップグレード版を含む。）をいう。

（加盟店舗の登録）

第2条

1. 加盟店舗希望者は、本規約の内容を承諾の上、発行者に対する加盟店舗申込書の提出、その他発行者所定の方法に従い、加盟店舗としての登録を申し込むものとする。
2. 加盟店舗希望者は、発行者に対して、申込み時に記載し、入力し、又は提供した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとする。
3. 発行者は、加盟店舗希望者が前項の申込みをした場合は、加盟店舗の登録審査を行い、審査の結果、加盟店舗として加盟店舗希望者の登録を認めるときは、加盟店舗希望者に対し、その旨を加盟店舗ツール一式の発送をもって通知するものとする。
4. 発行者は、前項の通知をしたときは、速やかに本システム上に所定の情報を入力する方法により、加盟店舗希望者に関する情報を登録するものとする。
5. 本契約は、発行者が加盟店舗に対して第 2 条に従って通知をしたときに成立するものとする。
6. 加盟店舗は、前項に従い登録した情報について変更がある場合には、速やかに発行者に對し変更の届出をするものとする。

(入間市生活応援商品券使用取引)

第 3 条

1. 加盟店舗は、別表 1 に定める入間市生活応援商品券の内容及び条件に従い、利用者との間で、入間市生活応援商品券使用取引を行うことができるものとする。
2. 加盟店舗は、入間市生活応援商品券使用取引において、利用者が入間市生活応援商品券アプリで加盟店舗に掲示してある支払用二次元コードを読み取る方法又は加盟店舗が入間市生活応援商品券の二次元コードを読み取り、当該決済において利用者が使用を希望する入間市生活応援商品券を減じる操作を行う方法により、入間市生活応援商品券による決済を実施するものとする。
3. 加盟店舗は、次項に定める場合のほか、利用者からの入間市生活応援商品券使用取引の申込みを拒絶しないものとする。
4. 加盟店舗は、利用者から入間市生活応援商品券使用取引の申込みを受けた場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、入間市生活応援商品券による決済を行ってはならないものとする。
 - (1) 利用者から、対象商品等以外の商品又はサービスについて、入間市生活応援商品券による決済を求められた場合。対象商品等以外の商品又はサービスとは以下の通りとする。
 - (ア)商品券、ビール券、図書券、ギフト券、切手、印紙、プリペイドカードなどの換金性の高いもの
 - (イ)土地及び家屋の購入代金(不動産売買)
 - (ウ)出資や債務の支払い(金融商品の売買)
 - (エ)国や地方公共団体への支払い
 - (オ)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規

定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

- (カ)その他、発行者又は加盟店舗が不適当と認めるもの
- (2) 利用者から、二次元コードをキャプチャした画像、その他入間市生活応援商品券カード又はこれらに表示される二次元コードの複製物による決済の申込みを受けた場合。
 - (3) 偽造若しくは変造された入間市生活応援商品券カード又はこれらに表示される二次元コードを提示された場合。
 - (4) 発行者から入間市生活応援商品券使用取引の中止を求められた場合。
5. 加盟店舗は、原則として利用者との間で行った入間市生活応援商品券使用取引の取消し又は解除はできないものとする。ただし、法令に基づき売買契約の取消し又は解除等が認められる場合は、その限りでなく、その場合において利用者が加盟店舗から返金を受ける必要があるときは、加盟店舗は、自らの責任において対応するものとする。

(加盟店舗)

第 4 条

加盟店舗は、発行者所定の加盟店舗標識及び販促物等（ポスターを含む。）を、発行者の指示に従って掲示し、又は表示するものとする。

(入間市生活応援商品券取引金額等の支払)

第 5 条

- 1. 入間市生活応援商品券取引金額、入間市生活応援商品券発行代金は、第 3 条第 2 項に定める加盟店舗又は利用者による操作が本システムに反映された時点で確定する。
- 2. 発行者は、入間市生活応援商品券取引金額を毎月 15 日、末日（以下「売上締め日」という。）で締め、加盟店舗に対し、売上締め日の 15 日後に加盟店舗が指定した振込先口座に、売上締め日まで（以下「取扱期間」という。）の入間市生活応援商品券取引金額（ただし、第 3 条第 5 項により取り消し、又は解除された入間市生活応援商品券使用取引に係る入間市生活応援商品券取引金額、第 6 条第 2 項又は第 4 項により支払を要しない入間市生活応援商品券取引金額、同条第 3 項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。）を支払うものとする。ただし、振込日が土日祝日にあたる場合はその翌金融機関営業日までに振り込むこととする。

(不正な入間市生活応援商品券使用取引の処理)

第 6 条

- 1. 加盟店舗が第 3 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合において入間市生活応援商品券使用取引の申込みを受けたとき、又は同項各号のいずれかに該当する場合において入間市生活応援商品券使用取引を行ったことが判明したときは、加盟店舗は、発行者に対しその旨を直ちに通知するとともに、発行者が行う調査に協力するものとする。

2. 発行者は、加盟店舗が第3条第4項各号のいずれかに該当することを認識したうえで入間市生活応援商品券使用取引を行ったときは、加盟店舗に対し当該、入間市生活応援商品券使用取引に係る入間市生活応援商品券取引金額を支払う義務を負わないものとする。
3. 前項に規定する場合において、発行者が加盟店舗に対し当該入間市生活応援商品券使用取引にかかる入間市生活応援商品券取引金額を支払済みであるときは、加盟店舗は、発行者に対し当該金額を、当該、入間市生活応援商品券使用取引の翌取扱期間における入間市生活応援商品券取引金額から当該、入間市生活応援商品券使用取引に係る入間市生活応援商品券取引金額を差し引く方法により返還するものとする。
4. 発行者は、加盟店舗が第3条第4項各号に該当することを認識したうえで入間市生活応援商品券使用取引を行ったと発行者が判断した場合又は加盟店舗が第1項に定める通知若しくは調査への協力を怠った場合は、加盟店舗に対し当該、入間市生活応援商品券使用取引に係る入間市生活応援商品券取引金額相当額の支払を拒絶することができるものとする。なお、当該、入間市生活応援商品券使用取引が第3条第4項各号に該当しないことが判明した場合は、発行者は、加盟店舗に対し当該、入間市生活応援商品券使用取引に係る入間市生活応援商品券取引金額を、直近の取扱期間の入間市生活応援商品券取引金額に上乗せする方法により支払うものとし、遅延損害金は発生しないものとする。

(クレーム対応等)

第7条

1. 加盟店舗は、対象商品等に関連して、利用者又は第三者からクレームを受けた場合は、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任において対応し解決を図り、クレームの再発防止のために必要な措置を講じるものとし、発行者にいかなる迷惑もかけないものとする。
2. 加盟店舗は、前項のクレームを解決するにあたって、利用者又は第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するものとする。
3. 加盟店舗は、対象商品等に関連して、法令違反又は行政処分等の対象となることが認められ、又はその恐れがあると認めるときは、その内容及び経過を発行者所定の方法で、発行者に対して報告するものとする。また、加盟店舗が前二項のクレーム対応を行う場合又は本項に定める法令違反等の事由により、利用者への通知、プレスリリース又は自主回収などを行う場合には、事前に発行者にその内容を通知するものとする。

(遵守事項)

第8条

1. 加盟店舗は、本規約及び本システム利用規約のほか、法令、政令、規則その他関係法令

及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとする。

2. 加盟店舗は、発行者が入間市生活応援商品券の利用促進のために、印刷物、電子媒体等に加盟店舗の名称及び所在地等を掲載する場合、これに協力するものとする。
3. 加盟店舗は、発行者が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託することができないものとする。

(秘密保持義務)

第 9 条

1. 加盟店舗は、本規約の内容及び本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏えいし、開示し、又は提供してはならないものとする。ただし、あらかじめ相手方から書面による承諾を得た場合及び法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、相手方への事前の通知（ただし、法令等の定めにより事前に通知を行うことが許容されない場合は事後速やかな通知）を行うことを条件として、開示することができるものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

(個人情報の取扱い)

第 10 条

1. 加盟店舗は、本契約の履行及び入間市生活応援商品券使用取引において、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に定義される意義を有するものとする。）を取り扱う場合は、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項としてその保護をするとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとする。
2. 加盟店舗が、本契約の遂行又は入間市生活応援商品券使用取引のために個人情報を取得する場合は、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとする。
3. 加盟店舗は、本契約の履行又は入間市生活応援商品券使用取引により取得した個人情報（以下「本個人情報」という。）の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとする。

4. 加盟店舗は、本個人情報を、本契約の履行又は入間市生活応援商品券使用取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複写、複製、改変、加工等してはならないものとする。
5. 加盟店舗は、本個人情報の取扱記録を作成し、発行者から要求があった場合は当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。また、発行者は、加盟店舗の本個人情報の取得、取扱い又は管理状況を調査するため、加盟店舗に事前に通知した上で加盟店舗の事務所等に立ち入ることができるものとし、加盟店舗は、発行者の調査に協力するものとする。
6. 加盟店舗は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに発行者に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を発行者と協議し、発行者の指示に従って適切な措置を講じるものとする。加盟店舗は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を発行者に対し書面にて報告するとともに、発行者と協議の上、決定した再発防止策を加盟店舗の責任と費用負担で講じるものとする。
7. 加盟店舗は、本規約に違反し、又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、発行者が本人若しくは第三者から請求を受け、又は発行者と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合は、加盟店舗の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとする。加盟店舗は、本規約に違反し、又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、発行者が損害を被ったときは、発行者に対して当該損害を賠償しなければならないものとする。

(契約期間)

第 11 条

1. 本契約は、第 2 条第 5 項の規定による本契約の成立時に効力を生じ、入間市生活応援商品券の有効期限である令和 8 年 8 月 31 日まで効力を有するものとする。
2. 加盟店舗は、本契約を終了する旨の通知をする場合は、発行者の指定する書式及び方法にて行うものとする。
3. 前 2 項にかかわらず、本システムが理由の如何を問わず終了したときは、本契約も終了するものとする。

(解約)

第 12 条

1. 加盟店舗は、解約日の 3 ヶ月前までに、発行者所定の方法により書面にて申し入れることにより、本契約を解約することができる。
2. 発行者は、解約日の 3 ヶ月前までに加盟店舗に書面にて申し入れることにより、本契約を解約することができるものとする。

(解除)

第 13 条

1. 発行者は、加盟店舗が次のいずれかの事由に該当した場合は、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約に違反したとき
 - (2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがされたとき
 - (5) 加盟店舗の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (6) 解散又は営業停止状態となったとき
 - (7) 発行者による連絡が取れなくなったとき
 - (8) 販売方法、商品等、その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき
 - (9) 加盟店舗に対してクレームが頻発し、発行者が加盟店舗に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、加盟店舗が必要な対応を行わないとき
 - (10) 販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、加盟店舗にふさわしくないと発行者が判断したとき
 - (11) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると発行者が判断した場合
 - (12) その他発行者が加盟店舗との本契約の継続が困難であると判断した場合
2. 本条に基づき本契約が終了した場合において、発行者は、加盟店舗に対し設備投資、費用負担、逸失利益その他加盟店舗に生じた損害につき一切責任を負わない。

(契約終了時の処理)

第 14 条

1. 加盟店舗は、本契約が終了した場合は、いかなる理由を問わず、直ちに入間市生活応援商品券使用取引を停止する。
2. 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合は、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用される。
3. 本契約終了後も、第 6 条（不正な入間市生活応援商品券使用取引の処理）、第 7 条（クレーム対応等）、第 9 条（秘密保持義務）、本条（契約終了時の処理）、第 16 条（損害賠償・費用負担）、第 18 条（通知の方法）、第 20 条（権利の譲渡等）、第 22 条（協議）、第 23 条（準拠法、管轄裁判所）の規定については、その効力が存続するものとする。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第 15 条

1. 加盟店舗は、その親会社、子会社等の関連会社並びにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「加盟店舗等」という。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 加盟店舗は、加盟店舗等が自ら又は第三者を利用して、発行者又は第三者に対し、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 発行者は、加盟店舗等が前2項に違反している疑いがあると判断した場合は、直ちに本契約及び発行者と加盟店舗間に存在する他の契約の全部若しくは一部の履行を停止し、若しくは契約を解除し、又はその加盟店舗の全部又は一部の登録を抹消することができるものとする。
4. 発行者は、本条の解除等により、加盟店舗に生じた一切の損害について賠償する責任を負わないものとする。

(損害賠償・費用負担)

第16条

1. 加盟店舗は、加盟店舗と利用者との間で、対象商品等に関して紛争が生じた場合には、すべて加盟店舗の責任と負担において解決するものとする。
2. 発行者は、加盟店舗と利用者その他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負わない。また、これらの紛争について、加盟店舗の同意を得ることなく、当該利用者又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができる。

(発行者の免責)

第 17 条

1. 発行者は、発行者に故意又は重過失が存しない場合において、本システム及び本サービスの仕様、不可抗力（第三者による DoS 攻撃・ DDoS 攻撃その他のサイバー攻撃、発行者の責に帰することができない事由による回線の障害、サーバダウンその他システムダウン等を含む。）、本規約、法令等及び発行者資料の定めに反してなされた加盟店舗の行為による結果（本システム及び本サービスの不正利用又は不正行為に起因する情報漏洩、データの消失・破損・誤動作等を含む。）に起因して加盟店舗又は第三者に生じる損害につき、賠償する義務又は対応する責任を負わない。
2. 発行者は、前項に定めるほか、本システム及び本サービスに関連して加盟店舗又は第三者に発生した特別の損害、間接損害、付随的損害、結果的損害、拡大損害、懲罰的損害、弁護士費用、機会損失、逸失利益については、発行者がかかる損害の可能性を事前に通知されていたとしても、賠償する義務を負わない。
3. 本条項は契約期間が終了した後も有効とする。

(通知の方法)

第 18 条

1. 本契約に関する発行者から加盟店舗への通知は、書面、加盟店舗が本契約に関する通知先として登録した電話番号への架電、メッセージの送信若しくは電子メールアドレスへの電子メールの送信又はその他発行者が適当と認める方法により行われるものとする。
2. 前項の通知が電話番号へのメッセージの送信又は電子メールアドレスへの電子メールの送信の方法により行われる場合は、発行者が前項に定める電話番号又は電子メールアドレスに通知を発した時点で通知が完了したものとみなす。

(本規約の変更)

第 19 条

発行者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとする。発行者は、本規約を変更した場合は、インターネットのウェブサイト等への掲載その他発行者が適切と判断する方法により加盟店舗に当該変更内容を通知するものとする。

(権利の譲渡等)

第 20 条

加盟店舗は、本契約に基づく一切の権利を譲渡し、転貸し、担保に差入れ、その他形態を問わず処分することはできないものとする。

(ID・パスワード等の管理)

第 21 条

1. 本条の定めは、発行者が加盟店舗に対して、本サービスを利用するための ID・パスワード等（ログイン時に必要な ID・パスワードのほか、本サービスにアクセスするための URL、二次元コード、API その他のアクセス情報を含み、総称して以下「ID・パスワード等」という。）を発行する場合に適用される。
2. 加盟店舗は、本サービスにおいて、操作者に ID・パスワード等を適切に管理させる義務を負うものとする。この場合、加盟店舗は、操作者による ID・パスワード等の管理及び利用につき、一切の責任を負う。
3. 加盟店舗は、事由の如何を問わず、操作者をして ID・パスワード等の第三者への譲渡、貸与又は第三者との共用等をさせてはならない。ID・パスワード等の組み合わせが加盟店舗の登録情報と一致してログイン又はアクセスがなされた場合には、加盟店舗による利用とみなす。
4. ID・パスワード等が第三者によって使用されたことにより加盟店舗又は第三者に損害が生じた場合には、発行者の故意又は重大な過失に帰すべき事由に起因する場合を除き、発行者は責任を負わないものとする。
5. ID・パスワード等は、本契約の終了時に失効する。

(協議)

第 22 条

発行者及び加盟店舗は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、誠実に協議して解決を図るものとする。

(準拠法、管轄裁判所)

第 23 条

1. 本契約に関する訴訟については、地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
2. 本契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠するものとする。

附則 この規約は、令和 8 年 1 月 30 日から施行する。

別表1（第1条、第3条関係）

入間市生活応援商品券概要

1	地域電子マネーの名称	入間市生活応援商品券
2	発行開始日	令和8年3月23日
3	発行期間	令和8年3月23日から令和8年8月31日
4	有効期限	令和8年8月31日
5	発行価格	1マネー：1円
6	加盟店舗及び利用可能エリア	入間市内所在の加盟店舗とする。利用可能な加盟店舗に関する情報は入間市のホームページに掲載する。
7	精算方法	市が確認した利用実績において指定口座へ振り込む。
8	利用条件	入間市生活応援商品券使用取引において、残高が不足した場合、利用者は、不足分を現金又は、その他の支払い方法で支払うことができる。
9	払戻条件	発行者は入間市生活応援商品券の払戻しは行わない。